

2019年10月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪営業第二部国際課

【続報】

インド税関発表の“Sea Cargo Manifest & Transhipment Regulation:SCMT”への対応

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

掲題の件に関しまして、8月時にご案内済みの内容に追加のご案内となります。
インド向け輸出貨物を対象としたマニフェスト規制に対応するため、ご提出頂く D/R への記載事項をご案内しましたが、記載頂く内容がこの度追加となりました。
ご不明点がございましたら弊社営業担当までお問い合わせください。

敬具

記

適用開始日：即日（インド発着日ベースで2019年10月31日迄は猶予期間となり、
11月1日以降は厳格実施となります。猶予期間中はペナルティー等の発生は御座いません。）

対象貨物：インド向け FCL/LCL 貨物

- 記載事項：
1. HS CODE （統計品目番号6桁）
 2. CONSIGNEE および NOTIFY PARTY の PAN (Permanent Account Number)
 3. IEC No. 又は GST No.
 4. 輸入者の連絡先・email アドレス

(追加) 5. インドで輸入申告に使用する INVOICE 価格*

*あくまで Manifest 送信時に使用する為であり、B/L 面上へは記載はいたしません

記載先について：

- ・ FCL 輸出：起用船社の通達済みルールに沿って INVOICE 価格情報のご連絡をお願いします。
- ・ LCL 輸出：下記いずれかの方法にて弊社に INVOICE 価格情報のご連絡をお願いします。
 - ① BOOKING 時にご連絡
 - ② 弊社 D/R のインド向け INVOICE 価格記載欄へのご記入
 - ③ ACL ご利用の場合は記事欄 (REMARK 欄) へのご記入

《本件に関する問い合わせ先》

国際営業第一部 複合輸送一課 TEL:03-3238-6576

大阪営業第二部 国際課 TEL:06-6228-4557